

3 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域

3-1 区域

1) 景観特性

島根県立大学出雲キャンパス周辺には、水田が広がり北山を背景とした出雲平野の田園風景がみられる。



2) 区域

西側は市道今市川跡日下線、東側は市道鳶巣 46 号線、北側は市道鳶巣 4 号線、南側は川跡駅を含め市道東林木平野線（産業道路）を境とする範囲。（面積約 55ha）

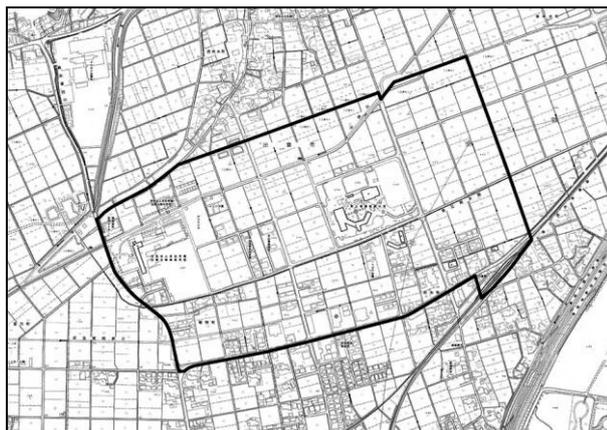


図 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域

3-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「北山を背景とした出雲らしい田園風景と調和した新しいまちづくり」

豊かな自然景観要素や人文景観要素を生かしながら、周囲の景観と調和したまちづくりを引き続き行い、地域が持つ豊かな景観の保全への取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

●背景の北山と調和するまちなみづくり

◇北山を背景とした出雲らしい景観は、住民の心と力で守ってきたものである。美しい景観は住む人の心を写し出している。島根県立大学出雲キャンパスの立地を契機として地区の活性化を図るとともに、北山を背景とした田園が広がる美しい景観に調和したまちなみへ誘導するためのマナーやルールを守っていく。

●皆が助け合う健康と福祉のまちづくり

◇皆がお互いに助け合いながら、健康で楽しく過ごすことのできる地域コミュニティは地域福祉の原点である。健全な地域コミュニティの形成を図り、子供からお年寄りまで健康で楽しく過ごせるまちを創っていく。

●住民がつくる暮らしやすい豊かなまちづくり

◇住民のたゆみない努力によって守られてきた美しい自然や貴重な歴史的遺産を保全或いは活用し、安全で快適に住むことのできる環境を整備し、次の時代を担う子供たちが、愛着と誇りを持てる暮らしやすい豊かなまちを皆で創っていく。

3) その他、景観の形成に関する方針

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

- ◇背景となる北山や周囲の農村景観との調和を図る。
- ◇建築物は、統一感のあるまちなみを形成するよう配慮する。
- ◇島根県立大学出雲キャンパスより高い建物は、原則として禁止する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

- ◇工作物は出来るだけまちなみや建物など、周囲の景観との調和を図る。
- ◇自家用屋外広告物の設置は、デザイン、色彩などを考慮し、まちなみとの調和を図る。
- ◇自家用広告物以外の屋外広告物は、原則的に禁止する。

●その他

- ◇汚水処理施設の整備により、河川・水路の浄化、美化を図る。
- ◇敷地の緑化を図る。
- ◇良好な生活環境を阻害するような土地利用は避ける。

3-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁は、道路境界線から2m以上、他の敷地からは1m以上後退させること。ただし、市道川跡鳶巣線に面する外壁は、道路境界から3m以上後退させること。なお、物置等の附属建築物で軒の高さが2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が20㎡以下のものは、この限りではない。 建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 建物の高さは、原則として15m以下とすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として勾配屋根とし、瓦及びこれらに準ずるものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 屋根・・・黒、茶(来待色)又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・原色は避ける。 このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する垣、柵の構造は、生け垣とし、これらにかかる基礎部分の高さは道路面から0.5m以下とすること。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りではない。 住宅以外の用途に供するもので、その敷地面積が1,000㎡を超えるものは、北側及び西側に築地松あるいはこれに準ずる緑化措置を図ること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 電柱・街路灯等を利用した屋外広告物は設けないこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> 主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。

行為	事項	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として前面道路から1.5m以下とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。